

職員の任用に関する規則（昭和35年静岡県人事委員会規則6－6）第5条の規定により、採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成27年5月15日

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

1 採用試験の区分

静岡県職員採用試験（大学卒業程度）

2 採用予定者数

職 種		採用予定者数
一般行政	行政	80人
	行政（総合型）	10人
	教育行政	16人
小中学校事務		16人
警察行政		10人
土木		20人
農業		15人
林業		5人
農業土木		5人
建築		4人
獣医師		15人
薬剤師		10人
保健師		5人
心理		3人
児童福祉		3人
水産		2人
電気		2人
電気（研究）		1人
機械		1人
工業化学		3人
金属材料		1人
職業訓練指導員（情報処理）		1人
少年警察補導員		2人

3 受験資格等

(1) 受験資格

職 種	年齢、免許・資格等
行政 行政（総合型）	次のいずれかに該当する者

教育行政 小中学校事務 警察行政 土木 農業 林業 農業土木 建築 水産 電気 電気（研究） 機械 工業化学 金属材料	1 昭和 62 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者 ただし、土木の職種は昭和 60 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに 生まれた者 2 平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大 学を除く。）を卒業したもの若しくは平成 28 年 3 月 31 日までに卒業する 見込みのもの又は静岡県人事委員会がこれらと同等の資格があると認め るもの
獣医師	昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、獣医師の免許を有するもの又は 平成 28 年 3 月 31 日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込 みのもの
薬剤師	昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、薬剤師の免許を有するもの又は 平成 28 年 3 月 31 日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込 みのもの
保健師	昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は 平成 28 年 3 月 31 日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込 みのもの
心理	昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大 学を除く。）において心理学を専修する学科を卒業したもの若しくはこれに相 当する課程を修めて卒業したもの又は平成 28 年 3 月 31 日までに当該学科等 を卒業する見込みのもの
児童福祉	昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの又 は平成 28 年 3 月 31 日までに該当する見込みのもの 1 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校（国立武 蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所等）その他の養成施設を卒業し た者 2 社会福祉士の資格を有する者 3 精神保健福祉士の資格を有する者 4 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において社会福祉学、心理学、 教育学若しくは社会学を専修する学科を卒業した者又はこれらに相当す る課程を修めて卒業した者 5 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課 程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこ れに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと

	同等以上の資格を有すると認定した者で、2年以上児童福祉事業に従事したもの 6 学校教育法による小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 7 3年以上児童福祉事業に従事した者
職業訓練指導員 (情報処理)	昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、受験職種の職業訓練指導員の免許を有するもの又は平成 28 年 3 月 31 日までに当該免許を取得する見込みのもの
少年警察補導員	昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの又は平成 28 年 3 月 31 日までに該当する見込みのもの 1 学校教育法による学校の教諭となる資格を有する者 2 社会福祉士の資格を有する者 3 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科を卒業した者又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 4 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の専門課程において社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関連する科目を上記 3 に相当する程度履修して卒業した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

ア 日本国籍を有しない者

ただし、保健師は、日本国籍を有しない者も受験することができる。

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者

4 採用試験の方法

(1) 第1次試験

ア 行政（総合型）以外

(7) 教養試験

大学卒業程度の一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験

(4) 専門試験

職種に応じた大学卒業程度の専門的な知識、技術等についての択一式又は記述式による筆記試験

イ 行政（総合型）

(7) 総合能力試験

大学卒業程度の総合的知識及び知能についての択一式による筆記試験

(4) 論文試験

課題に対する理解力、論理性、表現力等についての記述式による筆記試験

(2) 第2次試験

ア 行政（総合型）以外

(7) 論文試験

課題に対する理解力、論理性、表現力等についての記述式による筆記試験

(4) 面接試験

人物についての個別面接及び集団討論による口述試験

(7) 適性検査

職員としての適性についての検査

(5) 身体測定（少年警察補導員のみ）

職員としての職務遂行に必要な身体的条件についての測定検査

(7) 身体検査（少年警察補導員のみ）

職員としての職務遂行に必要な健康状態についての検査

イ 行政（総合型）

(7) 面接試験

人物についての個別面接及び集団討論による口述試験

(4) 適性検査

職員としての適性についての検査

5 採用試験の時期及び場所

(1) 第1次試験

ア 時期 平成27年6月28日（日）

イ 場所 静岡県立大学（静岡市駿河区谷田52-1）又は静岡県立大学短期大学部（静岡市駿河区小鹿2丁目2-1）

(2) 第2次試験

ア 時期 平成27年7月22日（水）から8月18日（火）までの間

イ 場所 静岡市内

6 受験手続

受験希望者は、しずおか電子申請サービス（<http://www.shinsei.elg-front.jp/shizuoka/navi/index.html>）により、平成27年5月15日（金）から6月3日（水）午後5時までに申込みを行うものとする。

ただし、電子申請による手続ができない者で平成27年5月27日（水）午後5時までに静岡県人事委員会事務局へ問合せをした者は、平成27年6月3日（水）までに郵送又は持参により申込みを行うものとする。

受験案内は、静岡県人事委員会事務局のホームページに掲載するとともに、静岡県庁県民サービスセンター、静岡県総合庁舎行政資料コーナー、静岡県東京事務所及び静岡県大阪事務所等に配架する。